

# 四條畷市イメージキャラクターくっすん デザイン使用の手引き



## 1 はじめに

四條畷市では、四條畷市イメージキャラクターくっすん(以下「くっすん」という。)を適切に使用していただくために、くっすんデザイン使用の手引きを作成しました。

なお、本手引きは適宜改定しますので、くっすんを使用する前には必ず最新版を確認してください。

## 2 デザイン使用に関する基本的な考え方

- 1 デザイン使用料は**無料**です。
- 2 市だけでなく、市民や法人・団体の皆さまも使用できます。
- 3 原則、**申請不要**です。(営利目的の場合などを除きます。)

ただし、デザインの使用にあたっては条件などがありますので、必ず以下の内容を確認のうえ、使用してください。

また、取扱いに関する詳細は、「四條畷市キャラクターくっすんの使用に関する要綱(以下「要綱」という。）」、「四條畷市イメージキャラクターくっすんデザイン使用の手引き(以下「手引き」という。）」を確認してください。

## 3 使用方法の例

学校	ポスター、プリント、ホームページ など
町会・自治会など	ポスター、回覧板 など
商店・店舗	ポスター、チラシ、包装紙、看板 など
企業	名刺、ポスター、ホームページ など
商品(※要申請)	Tシャツ、文房具、シール など
個人	手紙・はがき、メール、SNS など

## 4 デザインの使用に際して

### ■ 下記の1～5に該当する場合、申請等の手続きは不要です。

「要綱」や「手引き」をよく読んでいただき、市の信用や品位、デザインのイメージを損なうことがないように適切にデザインを使用してください。

- 1 国又は地方公共団体が使用するとき
- 2 学校等が使用するとき
- 3 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- 4 個人、法人、団体等が非営利目的で情報発信等に使用するとき
- 5 その他、市長が使用を適当と認めるとき

### ■ 上記の1～5に該当しない場合

使用承認申請が必要です。次の「**5 使用承認申請の手続き方法**」を確認のうえ、様式は要綱に定めるものを使用してください。

## 5 使用承認申請の手続き方法

### (1) 申請書提出

ア 使用承認申請書（郵送又は持参）または[電子フォーム](#)での申請が必要です。

【四條畷市イメージキャラクターくっすん使用承認申請書（様式第1号）】

イ 営利を目的としてデザインを使用する場合は、申請書に加えて次に掲げる書類を提出してください。

- ・ 企画書（事業に内容やデザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの）
- ・ 申請者の概要がわかる書面（パンフレット、登記簿謄本の写し等）
- ・ その他市長が必要と認める書類

ウ 申請書提出先は、11ページの「**問い合わせ先**」を確認してください。

### (2) 市受付・審査

提出していただいた申請書の審査を行います。

審査結果発送までに1週間～10日程度かかります。

### (3) 使用承認

承認されると、市から【四條畷市イメージキャラクターくっすん使用承認通知書（様式第2号）】（以下「承認通知書」という。）が交付されます。

### (4) 使用開始

承認通知書が交付されると使用できるようになります。但し、使用前に完成見本又は使用状況がわかる画像若しくは写真の提出を怠ったときは、使用承認を取り消す場合があります。

使用にあたっては、6ページの【使用上の遵守事項】を守り、正しく使用してください。

### (5) 使用期間

申請者が特に定めない場合は、使用決定をした日の属する年度末までとします。但し、使用決定を受けたもので在庫を抱えるものについては、期間満了後においても、当該在庫を処理するまでの間は、引き続きくっすんを使用できます。

## 6 使用承認の基準について

次の場合は、使用の承認をしません。

- ・ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき
- ・ 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき
- ・ 不当な利益を得るために使用、又は使用されるおそれがあるとき
- ・ 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき
- ・ 四條畷市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき
- ・ 本手引きに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき
- ・ その他、市長が使用について不適切であると認めたとき

## 7 使用内容変更承認申請の手続き方法

### (1) 使用承認申請内容の変更

ア 使用承認申請内容の変更申請は、次の書類1部をメール、郵送又は持参により提出してください。

【四條畷市イメージキャラクターくっすん使用内容変更承認申請書（様式第4号）】

イ 営利を目的としてデザインを使用する場合は申請書に加えて次に掲げる書類を提出してください。

- ・ 企画書（事業に内容やデザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの）
- ・ その他市長が必要と認める書類

ウ 申請書提出先は、11ページの「**問い合わせ先**」を確認してください。

## （2） 市受付・審査

提出していただいた申請書を受付け、審査を行います。

審査結果発送までに1週間～10日程度かかります。

## （3） 使用変更承認

承認されると、市から【四條畷市イメージキャラクターくっすん使用内容変更承認通知書（第5号様式）】（以下、「使用変更承認通知書」という。）が交付されます。

## （4） 使用開始

使用変更承認通知書が交付されると使用ができるようになります。但し、使用前に完成見本又は使用状況がわかる画像若しくは写真の提出を怠ったときは、使用承認を取り消す場合があります。

使用にあたっては6ページの【**使用上の遵守事項**】を遵守していただき、正しく使用してください。

# 8 使用承認の取消

## ■ 使用承認の取消

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、【四條畷市イメージキャラクターくっすん使用承認取消通知書（様式第7号）】により承認を取り消します。

- ・ 要綱に規定に違反したとき
- ・ 手引きの規定に違反したとき
- ・ その他市長が不適切と認めたとき

## ■ 使用承認を取り消された場合

- ・ 使用承認に係る物件をいかなる場合であっても使用することはできません。
- ・ 市長は、使用物件の回収を求めることができます。
- ・ デザインの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負いません。
- ・ 使用者がデザインの使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、使用者の責任において、その紛争の処理、解決をしてください。

## 9 その他の注意事項等

### ■ 著作権

- ・ くっすんに関する著作権は市に帰属します。

### ■ 損失補償等の責任

- ・ 市は、デザインの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切責任を負いません。
- ・ 使用者は、デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとします。
- ・ 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

### ■ 権利の設定等の禁止

- ・ 使用者のデザインについて、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をすることは禁止とします。

### ■ デザイン使用の注意について

- ・ 体の一部を省略したり、縦・横の比率を変えないでください。（比率を変えない拡大・縮小の使用は可能です。）
- ・ 8 ページのデザイン「C01 フキダシ 1」～「C05 フキダシ 5」のフキダシ部分については、自由にコメント等を入れてください。













- ・ くっすんの体には文字、商品等の画像を被せたり特定の企業・団体や商品を応援する使用はできません。

**【使用上の遵守事項】**

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用の条件に従うこと
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること
- (3) 四條畷市イメージキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (5) デザインを自己のものとして、商標または意匠に使用しないこと
- (6) デザインを事業、商品などに用いる場合にあっては、本市が当該事業、商品などの品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないように配慮すること

## 10 デザインについて

四條畷市ホームページより画像データ (png ファイル) をダウンロードして、改変せずにそのまま使用してください。ai (Adobe Illustrator) ファイルが必要な方は、11 ページの「問い合わせ先」まで問い合わせてください。

			
A01 基本ポーズ 1	A02 基本ポーズ 2	A03 基本ポーズ 3	B01 笑う
			
B02 泣く	B03 怒る	B04 悲しむ	B05 おすすめ!
			
B06 走る	B07 寝る	B08 お腹空いた	B09 いただきます



			
B10 急げ	B11 詳しくはこちら(上)	B12 詳しくはこちら(下)	B13 詳しくはこちら(左)
			
B14 詳しくはこちら(右)	B15 びっくり!	B16 考えている	B17 踊る
			
B18 がんばろう!	B19 のぞき見	B20 後ろ姿	C01 フキダシ1
			
C02 フキダシ2	C03 フキダシ3	C04 フキダシ4	C05 フキダシ5

			
D01 運動会	D02 サッカー	D03 水泳	D04 歌う
			
D05 トランペット	D06 リコーダー	D07 画家	E01 風邪
			
E02 麦わら帽子	E03 くたくた	E04 寒い	E05 汗だらだら
			
E06 怪我	F01 クリスマス	F02 ハロウィン	F03 正月

			
F04 鯉のぼり	F05 祭り	F06 誕生日	G01 ヘルメット
			
G02 傘さし	G03 消防	G04 スマホ	G05 警察
			
G06 勉強	G07 読書	G08 カメラ	G09 日本&ドイツ
			
H01 オーバーオール	H02 エプロン	H03 浴衣	H04 武者

## 1 1 問い合わせ先

四條畷市役所 総合政策部 企画広報課

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町 1-1

TEL : 072-877-2121

E-mail : kouhou@city.shijonawate.lg.jp